

第五次地域管理経営計画

第一次変更計画書

(千曲川下流森林計画区)

[変更年月]

平成28年3月

林野庁中部森林管理局

目 次

I	変更事由	1
1	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項の変更について ・ 民有林と連携した施業の推進	
2	公益的機能維持増進協定の締結による変更について	
II	変更事項	1
1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	
(3)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	
③	民有林と連携した施業の推進	
	森林共同施業団地設定状況	
5	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	
(2)	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	

I 変更事由

- 1 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項の変更について
 - ・ 民有林と連携した施業の推進

民有林・国有林の森林・林業・木材産業活性化に資する、森林共同施業団地を設定したため、森林共同施業団地設定状況の変更をする。
- 2 公益的機能維持増進協定の締結による変更について

森林法第十条の十五の規定による公益的機能維持増進協定を締結したため変更をする。

II 変更事項

- 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

③ 民有林と連携した施業の推進

森林共同施業団地設定状況

箇所数	面積（単位：h a）		
	国 有 林	民 有 林	
1	4 6 6	6 3 5	変更後
1	4 6 6	3 8 4	変更前

- 5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

設定箇所

(単位：h a)

箇所数	国有林	民有林
2	26.87	0.42